

[illegible]

平井宗林と云て何れも士席浪人なり。晉之方ハ何れか良医、何れか庸（さ）晉なりしやしらす。其後元禄十三年之比、濱町も昔より竈敷も増し町家も次第に榮へあれハ、濱村之内、新町を建べしとて相願れければ、同十四年濱町繪圖召上られ、及御辯談、御免許ありけれハ、同十五年始、家を建（イタヘ）人々引移けるより新町始りける。此時手代彦助、丁頭茂右衛門ハ下市村に居住して有けるか、取（五）初に新町に屋敷を取、家を建、引移りける。其外古町よりも移り、在方よりも新町に居住を願ひ、此所彼所（ソコサコ）より引出、家を作り市店を構へけるゆへ、新町とハなれり。されハ新町之地ハ元來田地なりけれハ、町筋道あしく五月雨の比なとハ、往来難儀（なげ）（上欄に）

追加、濱町上御番人、水谷源左衛門殿、元禄十二年九月晦日、濱村屋敷御地位、御手付役人森平殿、仙居忠内、西人共  
二、三、松村、元禄十五年四月廿九日、早川半四郎御地位、右濱町御番人、仙居二屋敷上坂殿、御居宅藤子候、如

事なし。振勸右衛門ハ、中年より癩疾起り、種々藥餌用ひられけれども、難治の病にて藥驗もなかりければ、願のため神像・仏像を自彫きさみて、所々に安置せられる。宝永元年（一七〇三）極樂寺堂に地藏之大像を自作て安置せられし。其地藏之背現当二世為祈願と自筆ふて付有り。又、宝永四年（一七〇七）神像三軀彫刻して、小一領社を納らる。此神体にハ、古關塊也と有。或ハ一字一石之法花（通）を書写して、正福寺内に経像を建。或ハ稻生原村巖平絶頂に石像之親音を安置し。其外、塊也之手澤澤田名目云。

上欄に）元禄十六年正月、亥未丑斗八廿五夜、同正月廿七年、同六月五十九、同七月念前五十四日經。老未丑丑合院も先儀、此圖米御給町より付上て、老未丑丑合院、須町丑物先儀。大文一俵二十日、小文一俵三十日、壽史體子老什丑合。八月餅米出衆

一俵三十日、其俵廿一俵。中四二五十八年。十二月十七年。大丑丑斗、十丑夜、右去年正月五日大水地水

仙之像多し。右之如く病中になられければ、役儀を忤  
 太郎に譲りて其身ハ剃髪して、古閑塊也と改め。  
 永三年之比、北中嶋村之内、水田尾と云所に引移られ  
 る。此處に多クの田地の開地を所持せられけるゆへ也。  
 勘右衛門在勤、元禄初比より宝永三年迄、僅々十年程也。  
 享保十一年（一七二六）三月廿二日、六十余歳ニ卒ス。水田尾高塚、  
 云所ニ葬ル。隨心院塊也ト号ス。

矢部勘右衛門重政 塊也 兄弟ハ前二記セリ 前妻ハ判弥作女 嫡女自害而卒ス  
 一男矢部勘右衛門 幼名勘太郎 二女 ツね 古閑勘左衛門妻 後継娘  
 三女 判弥角妻 四女 浦上慶太郎妻  
 後妻ハ有吉大膳殿召仕之女中賜、勘右衛門女也

上欄に（）四尺増、同十九日大水一丈七尺増、四四川荒多シ。同年四月廿八日、大風。右元禄十五年ノ事ナリ。廿二日四時、船泊横

三十四

五男 弥作 六女 惣女 松本瀬平妻  
五男 弥作を違ゝ 水田尾村に隠居いたされけ

古關塊也、五男弥作を連レ水田尾村に、一臨居いたされけるか、弥作も同しく病身に相成、家を継へき子なかりけれハ、御惣庄屋之時分、砥用手永金木村より会所詰に呼置れし、末松と云者を、女女云に娶て、溝口蔵人殿家来に願ひ、家を譲られける。美渡部庄右衛門是也。庄右衛門も子なかりけれハ、古關弥作美渡部庄右衛門女一子利三大を養子として家を継しむ。美渡部善左衛門と云。善左衛門妻ハ、木倉手永麻、薮、云所、在宅有ける小野林之允と云、士衆之家より出たる女なり。善左衛門中年にて卒ければ、嫡子弁助、家を継しに、壮年之比より病氣差起、世を早、せり。弁助妻ハ金木村庄屋、吉平二女なり。弁助壮年にて卒けれハ

弟仲太、溝口殿家中に出勤して有しを、呼て家を継

三十五

しむ。美濃部仲太、是也。古關長左衛門血脈ハ此美濃部相統せり。古關之本家之氏苗ハ絶たり。美濃部氏、塊也之家を相統しける故、此家、旧記多留れり。されとも盡のために害（シゴチヘレ）たるもの多し。

と云伝ふ。此忠太兵衛ハ亡父家知など、懸念たりしよしにて、其比の事を物語せられし。此已前当所御番代有し事不聞。此後ハ絶へてなし。山内弥角一代なりし成へし。町廻り佐藤忠太兵衛下着女、今七十余一むかし語にいわく。矢部勘右衛門重政、大乗妙典を一字一石に（上欄に）御武鑑三、百五十五、平川権内と有り。元禄ノ比ノ平川半四郎殿子孫哉。

○百五十五、水谷喜雄次トアリ。元禄ノ比水谷順左衛門殿跡か。

御番代ノ事。此寺子傳シ候、古記ヲ得シ哉、頭書ニ記、前ニアリ。山内弥角ノ事。古記不記。如何山内氏ノ事ハ老ノ

し事ナリ。今、明治二年ヨリハ七十年余ナレハ老人知ル者ナリ。  
(三十六上欄右)

書写有しに、手代彦助町天満屋恒父 彦七 片平庄屋加平恒父、佐伯屋安  
此三人相加りて書写せしに、勘右衛門日連宗なりけれハ、折節に

大乗妙典法花(無)一深意の難有所を語り聞せられ  
之上、三人共に日蓮宗<sup>ニ</sup>成べしと勸られけれハ、いづれも其意を得  
て畏り退ける。彦七・弥助兩人ハ直に改派して、日蓮宗に  
成けれと、彦助ハ浄土宗なりけるか跡速(オクレ)て勘右衛門に申上げるハ  
私ハ先祖より浄土宗にて熊本阿弥陀寺旦那<sup>ニ</sup>て御座候故、  
父遺言にも後世改派なといたすましきよし申置候へハ、日蓮宗<sup>ニ</sup>  
派改之儀ハ難成候間、私儀ハ本之浄土宗<sup>ニ</sup>て召置<sup>レ</sup>被下  
候様<sup>ニ</sup>と御断申上けれハ、勘右衛門も遺言といふに、是非なくて、  
左様ならハ、前々之通り、に浄土宗にて居候様と申されける。

三十六

此一字一石之終、  
宗と成り、老年<sup>ニ</sup>至、剃髪して三界無安猶如火宅とやら、  
法華經の文をとりて、名を無安と号しける。其後、無安ハ  
多の法華經を書写して、所々に奉納せられしと也。弥助も老  
年に至りてハ薙髪して、宗啓と号しける。常に仏書を  
見て考、らくの衆とせられし。右三人共に長寿を得たる人々也し。  
一むかし語に、旧矢部勘右衛門<sup>也</sup>、妻女ハ伴弥作女にて、名をしゅん  
そいひける。見めかたち世にすくれ心かしこく筆のさへ道拙からす。類  
稀なる女なりしか、過世いかなるむくひにや侍りなん。心の外ともの  
により、さかりなる花の姿をあたにちらされけるそ、はかなし。其ゆ  
を母に、みすもあらず、見もせぬ人の懸想しける艶書にや有けん。  
(上欄に) ○中略。但名跡略。下田家ノ祖父、此所傳、衆人トナリシ後、仏書ヲ見テ光陽ヲ遊ツレケル。當時、亡父ハ家知<sup>ニ</sup>  
仏ノ事ナト雖々書付可シテ、問レシ事アリ。大和シレンレニ書ツレシ。其筆跡ヲ母和問事ト号シテ仏巻ノ書トナレテ



正徳四年十月、矢部永二、勘右衛門殿召捕り、夜ハ会所の当、を取巻て

藝に達し、若年より御遊庄屋になられけれども、父に劣らぬ人柄にて、能役人なりと時の人申けるとや。然に父塊也ハ水田尾に引移られ、勘右衛門いまた若輩なりけれハ、自然と戦値出来て、酒に長し色に弱(四)。一て感事に傾き、役前の勤も、をのつと疎(三)になりけれハ、手永もしまり兼ねけるゆへ、矢部手永二に分れ、中嶋手永出来たり。されハ其比ハ世の中ゆるやかなりけれハ、春の比ハ桜かりなどいふて、数多の女中を引つれ、愛妓所にいたり、二夜も三夜も在に泊り、酒宴などして樂ミ、秋の比ハ月に乗して朋友をいさなひ、在方へ至り村方の淑女を招ひて、遊び戯れ、淫樂を事とせられければ、庄屋共方よりも上手の歌舞か来りしもの、めつらしき浄瑠璃の傀儡(二)のこと

内所かたかり案内して、折にふれたる聲をいたしけるとそ。父塊也一所にあらましかは、か、る戦たる事ハ有ましき物をと、心ある人ハさ、やきける。又諸藝を好れける。中にも劍術を第一心懸られしゆへ、打物早業も人に勝て上達せられけり。時に、濱町宮の辺に矮(一)屋を作りて住るしける密教院と云て何国の者共知れぬ山伏有けるか、或時勘右衛門に申けるハ、貴所ハ兵衛之御指古御鍛煉(三)と承候。此上に法力を御修業あらハ、猶々妙を得玉ふへし。古の源九郎義経も摩利支天(二)を行れしとかや申候。劍術兵法何れも極意ハ神力でなければ参らぬ物と、此売僧(一)山伏か官に任せ、然は行法を學べしと、密教院を呼請て、色々の行を習ける。此時、本覚など云、烏丸坊主も入来りて勘右衛門に何か

諂ひ怪+術を教申けれハ、大に氣に入て不断召寄て昵近(四)。せられける。さて彼山伏共か云に任せ、屋敷内に堂を建、摩利支天・歡喜天・神地大王など云て面三ツ有像も有。或ハ角、生たる鬼形の如く成、像も有。不動のからしバりにてハ、敵をからめ、利劍にてハ首を切に手もぬらさすと、赤鬼・青鬼・鼠面の異類異形の神像佛像を安置して、夫々の秘法を修せられけるそ浅ましけれ。そも斯(一)修(二)法(三)者、其、身清淨潔斎ならすして漫に行法を犯時は、其利生ハなくして、却て罰を受。大なる害に遇と云。鬼神を敬して遠ざくとこそ侍るに、我職にもあらぬ劍術を好さへあるに、山伏等の奸言に迷ひ、よしなき事に心をゆたね、家業に怠、淫樂をのミ

事として、限り有財を限りなき奢侈に費されければ、をのつと家衰へ、税米等の滞りも出来、不行跡の積悪、終に上聞に達し、其身刑戮せられ、家を亡されける事、不幸不義の甚ものにあらずや。勘右衛門没落より密教院・本覚坊、我身、咎やか、らんかと、行方不知迷失ける。か、る奸曲邪智の者を近付て親近有しこそ、身を滅、基なりける。

矢部荒谷村に次郎左衛門と云老人の有しか、彼人語けるハ、某若年の比、会所詰の役をして居たりしに、勘右衛門殿召捕れさせ給ふ時ハ大なる騒動なりし。矢部勘右衛門ハ劍術の達者成上、摩利支天の法を行ひけれハ、聊尔にハ召捕難しとて、小路廻、其外取手の役人数多、濱町に入込、勘右衛門殿召捕り、夜ハ会所の当、を取巻て

諂ひ怪+術を教申けれハ、大に氣に入て不断召寄て昵近(四)。せられける。さて彼山伏共か云に任せ、屋敷内に堂を建、摩利支天・歡喜天・神地大王など云て面三ツ有像も有。或ハ角、生たる鬼形の如く成、像も有。不動のからしバりにてハ、敵をからめ、利劍にてハ首を切に手もぬらさすと、赤鬼・青鬼・鼠面の異類異形の神像佛像を安置して、夫々の秘法を修せられけるそ浅ましけれ。そも斯(一)修(二)法(三)者、其、身清淨潔斎ならすして漫に行法を犯時は、其利生ハなくして、却て罰を受。大なる害に遇と云。鬼神を敬して遠ざくとこそ侍るに、我職にもあらぬ劍術を好さへあるに、山伏等の奸言に迷ひ、よしなき事に心をゆたね、家業に怠、淫樂をのミ

親近有しこそ、身を滅、基なりける。

矢部荒谷村に次郎左衛門と云老人の有しか、彼人語けるハ、某若年の比、会所詰の役をして居たりしに、勘右衛門殿召捕れさせ給ふ時ハ大なる騒動なりし。矢部勘右衛門ハ劍術の達者成上、摩利支天の法を行ひけれハ、聊尔にハ召捕難しとて、小路廻、其外取手の役人数多、濱町に入込、勘右衛門殿召捕り、夜ハ会所の当、を取巻て

わが身は... 其の... 御... 某... 行々... 御越遊... 事なりと。余程氣にか、りし終にて有けれハ、されハ當時之事に候へば、定、明高の共の事に付ての事なるへしと、行々物語しけるか、其晩深更に及て、御郡奉行福田左助殿、御用なりとて勘右衛門殿を座敷に呼出され、畏て居らる所を、上意なり。と聲を懸られけれハ、池田幸助と云役人、直に繩をかけられし也。勘右衛門殿其時ハ廿四五歳の比にて、色ハ少黒かりけれとも、能、男なりしか、思ひかけ

なく生捕れ給ひしハ、罪有故とハ云ながら、手に付し某なれハ、涙の出る程、痛(四) 數かりき。かくて其夜、手代牧野村久兵衛、高月村惣右衛門など云者揃られける。代官手代に田吉村助市と云者ハ、其時御代官木原吉助と云人、片平村代官小屋に詰られける所に、行て宿り居たりけれハ、此騒動聞にもしらす。朝早、片平より帰りける處を、取手之役人、犬之馬端にて行向ひ、直に打居へ繩をかけける。扱勘右衛門、家ハ蔵にも封を付られ、諸道具一も不残賣拂ひに成ける、哀成し事共也。其内に小皮籠一つ、香物桶一つ、新町彦助か役人に向ひ、此二品ハ被仰付被下へし。香物ハ夫、者昼飯の菜に致させ度し、又此皮籠ハ忤勘太郎、遊び道具之人形にて御座候へハ、勘太郎に被下候様と、願ひけれハ、尤なりとて呉られける。其外此一卷之咄

老人共覺たる事多し。斯て勘右衛門殿を始、手代三人共に熊本、引出され禁牢せられ。其翌年勘右衛門殿ハはたものに上られ、手代三人ハ其後追放にあひける。扱もけしからぬ大ことにて有し。我も其時ハ、若年にて甚恐かりしと語り侍りぬ。

矢部勘右衛門妻 勘右衛門女 一子勘太郎とて其比三四歳に成ける。勘右衛門滅亡より祖父塊也方に在しか、山西と云所之百姓に養子にやられける。今其子孫有やなしやしらす。

一矢部勘右衛門重行在勤之時、内村、井手教知在、勘右衛門父也。背界、古關長左衛門在、惣父也。水田尾、古關塊也在、父也。此三人ハ何れも御惣庄屋先役之面々也。殊、父子之事なれハ、何そ其不仁を不諫哉。但諫言不用歟。自身勤役之比ハさしも秀し長左衛門父子なりしかとも、孫のか、る次第

を見聞してハ、血、泪を流して口惜、と思はれけん。又前業、所感不及力と明らめ(一) 一て仏間に入て、題目や唱られけん。夫、人上之典慶存亡、偏、時節到来にて、いかんともすることなし。

矢部忠兵衛隆忠

右忠兵衛、本苗間部氏也。曾、其先祖を尋に、參州之座、間部何某、云者、寛永十一年(一六三三) 浪人して生國を離れ、肥後國に来、河(川)尻町之内、外城と云所に居住し、先商賣を業として、上総屋何某、号二三代相續。然處、承応年中(一六三三、三四) 所持之廻舟三艘、玄海(元) 離鹿、嶋と云所にて及破船、積入之品、悉、流失。依之漸々に家職衰、付て子孫忠助に至て、仕官を願ひ、寛文四年(一六六四) 外様御鉄炮之者、被召出、夫より度々致轉役(テリヤク) 之後、室

永三年(二七〇)上益城木倉、矢部兩手永之御山支配役被仰付、矢部に來り上司尾村に居住。正徳四年(二七二)迄在勤十一年なり。及極老辭職而休。三人扶持賜。

○忠助兄弟三人有。妹三人。高濱式右衛門養母、成。妹三人。高濱清右衛門妻。妹三人。緒方喜兵衛妻。

○忠助子三人有。嫡女一人。高濱式右衛門妻。二男次兵衛隆忠。矢部忠兵衛、後改忠兵衛。三女。大浦弥次右衛門妻。

忠助妻、四女。元文三年(二七三)七月死。行年八十五歳。号常照院。

忠助ハ享保十一年(二七九)十月二日死。行年八十五歳。号常照院。

右矢部忠兵衛隆忠、間部忠助二男而、正徳五年九月、古閑勘右衛門跡役、矢部御忠庄屋被仰付。其時云次兵衛、其後忠兵衛、改名。

一 渡辺西順とて、九十歳に成ける老翁ありしか。此人の語りしハ、昔之御忠庄屋ハ帶刀ハ無之、大脇差一本なりし。矢部次兵衛代に至り、享保元年(二七〇)之比、御國一統に御忠庄屋帶刀御免ありけると語りし。此代之事跡、予知たる事迄を于茲記。

一 享保五年二月、阿蘇大宮司男成社御社参有、旅館を入佐村。建。是、古之御家來筋之者、末葉百姓。成ける故、願ひて新之家を建しとかや。社参之始終一卷、矢部次兵衛取計之。

一 享保八年、小一領社再興。矢部忠兵衛為願主、神殿移後。山上。元和七年(二二二)再興。百二年。成。

一 同十六年、中嶋丹右衛門退役。中嶋丹右衛門退役之物。一享保十六年十二月八日。横町悉焼失、新町元。

一 同十七年、矢部中嶋如本神一手永。横町悉焼失、新町元。

永三年(二七〇)上益城木倉、矢部兩手永之御山支配役被仰付、矢部に來り上司尾村に居住。正徳四年(二七二)迄在勤十一年なり。及極老辭職而休。三人扶持賜。

○忠助兄弟三人有。妹三人。高濱式右衛門養母、成。妹三人。高濱清右衛門妻。妹三人。緒方喜兵衛妻。

○忠助子三人有。嫡女一人。高濱式右衛門妻。二男次兵衛隆忠。矢部忠兵衛、後改忠兵衛。三女。大浦弥次右衛門妻。

忠助妻、四女。元文三年(二七三)七月死。行年八十五歳。号常照院。

忠助ハ享保十一年(二七九)十月二日死。行年八十五歳。号常照院。

右矢部忠兵衛隆忠、間部忠助二男而、正徳五年九月、古閑勘右衛門跡役、矢部御忠庄屋被仰付。其時云次兵衛、其後忠兵衛、改名。

一 渡辺西順とて、九十歳に成ける老翁ありしか。此人の語りしハ、昔之御忠庄屋ハ帶刀ハ無之、大脇差一本なりし。矢部次兵衛代に至り、享保元年(二七〇)之比、御國一統に御忠庄屋帶刀御免ありけると語りし。此代之事跡、予知たる事迄を于茲記。

一 享保五年二月、阿蘇大宮司男成社御社参有、旅館を入佐村。建。是、古之御家來筋之者、末葉百姓。成ける故、願ひて新之家を建しとかや。社参之始終一卷、矢部次兵衛取計之。

一 享保八年、小一領社再興。矢部忠兵衛為願主、神殿移後。山上。元和七年(二二二)再興。百二年。成。

一 同十六年、中嶋丹右衛門退役。中嶋丹右衛門退役之物。一享保十六年十二月八日。横町悉焼失、新町元。

一 同十七年、矢部中嶋如本神一手永。横町悉焼失、新町元。

元文四年九月、忠兵衛依無男子、惣塘奉行太田茂左衛門嫡子惣七、為ニ養子一女娶。

○元文四年、小一領社神領新、錦ヶ山。元文三年八月下旬、矢部忠兵衛、男成大和宅。來リ申されけるは、

当社祭礼も間近相成候。夫ニ付、拙者存付たる事有之、是ハ貴殿御為ニ可相成と存候故、先一通り所存之旨を御咄申へし。

拙者兼承るに、他所之社僧や社人之類ハ、祭礼等之散(賽)錢を當にいたし奴婢之給銀を渡し、或ハ賃請をいたし、身上之便と成事候へ共。当社ハ祭礼之日といへとも、神前に参詣する者もなく、尤祭礼之日ハ踊見物之者、石段之下迄ひしと、早々より相詰居る事なれハ、神殿へ通路容易に難成ゆへ

にも成べし。其内稀に参詣する者も有て、散錢漸武々

三々位ならてハ無之よし。然則、祭礼か來りし連、貴殿の為に相成事少もなし。祭にハ相成々々に内容などもありて

何角物入も有事なれハ、不勝手の貴殿なれば、定祭礼前にハ何かと世話多して、祭礼の來るを悦事ハなくして、却て物入等に迷惑に思すらん。依之拙者存付候

祭礼前夜八日之晩に、よどを始、挑灯の少々も、ともし神樂など舞せ、濱町之産子共、夜参するやうに

いたさせ候ハ、社頭の賑ひともなり。且ハ貴殿の為にも往々は相成べしと存候。此儀いか、思召候哉と語り申されければ、

大和太に悦び、何角拙者に御心を付させられ被下候段、誠謝するに詞なく候。此儀ハ別、当社繁昌之基にて

元文四年九月、忠兵衛依無男子、惣塘奉行太田茂左衛門嫡子惣七、為ニ養子一女娶。

元文四年(二七三)九月、忠兵衛依無男子、惣塘奉行太田茂左衛門嫡子惣七、為ニ養子一女娶。

○元文四年、小一領社神領新、錦ヶ山。元文三年八月下旬、矢部忠兵衛、男成大和宅。來リ申されけるは、

当社祭礼も間近相成候。夫ニ付、拙者存付たる事有之、是ハ貴殿御為ニ可相成と存候故、先一通り所存之旨を御咄申へし。

拙者兼承るに、他所之社僧や社人之類ハ、祭礼等之散(賽)錢を當にいたし奴婢之給銀を渡し、或ハ賃請をいたし、身上之便と成事候へ共。当社ハ祭礼之日といへとも、神前に参詣する者もなく、尤祭礼之日ハ踊見物之者、石段之下迄ひしと、早々より相詰居る事なれハ、神殿へ通路容易に難成ゆへ

にも成べし。其内稀に参詣する者も有て、散錢漸武々

三々位ならてハ無之よし。然則、祭礼か來りし連、貴殿の為に相成事少もなし。祭にハ相成々々に内容などもありて

何角物入も有事なれハ、不勝手の貴殿なれば、定祭礼前にハ何かと世話多して、祭礼の來るを悦事ハなくして、却て物入等に迷惑に思すらん。依之拙者存付候

祭礼前夜八日之晩に、よどを始、挑灯の少々も、ともし神樂など舞せ、濱町之産子共、夜参するやうに

いたさせ候ハ、社頭の賑ひともなり。且ハ貴殿の為にも往々は相成べしと存候。此儀いか、思召候哉と語り申されければ、

大和太に悦び、何角拙者に御心を付させられ被下候段、誠謝するに詞なく候。此儀ハ別、当社繁昌之基にて

御座候へは、随分可然事ニ存候。神ハ人之敬によりて威を増と  
やらにて、産子中も参詣いたし、崇敬をなし候時ハ、又  
神之徳によりて家門も繁昌いたし候半。然則、濱町  
繁栄の基とも成へし。次てハ拙者身上之為にも  
相成候へし。偏、貴兄神を敬ひ給ふ貴慮より出、處にて、  
是則、万代不易之神祭と成り候へし。宜御賢慮をめぐ  
らされ被下候へかしといひけれハ、忠兵衛も悦て、貴殿同意の上ハ  
即刻、町役人共、此旨談すへしとて帰られけり。我幼年之比、  
傍に有て承りし故、委細記し置侍ぬ。故、小一領社九月八日  
晩之よどハ、矢部忠兵衛隆忠発願より始しと知べし。  
寛延二年（一七五九）六月廿四日、正福寺、清正公祭り之始を按に、  
四十五

矢部忠兵衛嫡女久敷病氣節、清正公に祈願して、其病瘥ければ、  
濱町板屋弥吉、上京し節、京都ニテ堀江左近と云、仏師に  
頼、清正公之像をささみて下されしを、暫ハ自分之家に  
安置し信拝有けるか。六月の比、正福寺香神堂に、右之  
像を遷（遷）し。六月廿三日晚、幡四五本・燈籠十、計點して、  
人に拜せられしか、次第に繁昌して年々幡・挑灯の數  
を増。遠近より廿三日晚、廿四日晚ハ参詣する事に成りて  
不怪服ふ事に成りぬ。今ハ幡數多かりて古町新町家々之前ニ至れば、  
寛延三年十一月、小一領社神舎三字、矢部忠兵衛、濱町  
大工茂平次ニ命して作らせ寄進あり。書付ハ熊本祇園光永  
氏隱居、白石海翁筆跡也。古久良ハ俗御厨子ト云。

同四年九月廿一日、伊勢御師。福嶋塩焼太夫当国巡行之時、当所ニモ  
入駕にて、矢部忠兵衛宅ニ三夜止宿あり。忠兵衛手永庄屋中手相  
議而、其聲忘美を尽せり。会所玄閣前、神前を構、真中ニ  
大神宮御神木、書々木。前ニ八足案。置、神酒及、供物を  
備、諸人拜せしむ。尤是、珍事にて郷中より貴賤老若男女  
参詣する事、夥シ。或、塩焼太夫ニ謁して座敷にて盃を頂戴  
する者多シ。散錢一日ニ八百目程有リ。座敷取繕・賄方料理  
等念入、其外役人相談取計し也。庄屋中茂不残相詰、始終世話有し。  
實曆二年（一七五九）秋、矢部忠兵衛庄屋中相勸、男成社御厨子七字、  
下市村大工孫助ニ作らせ寄進あり。一字ニ御神体二体宛奉納、一字ハ  
諸神、殘六ツ十二社之御神舎なり。十二之額ハ白石海翁書之、小一領

同四年九月廿一日、伊勢御師。福嶋塩焼太夫当国巡行之時、当所ニモ  
入駕にて、矢部忠兵衛宅ニ三夜止宿あり。忠兵衛手永庄屋中手相  
議而、其聲忘美を尽せり。会所玄閣前、神前を構、真中ニ  
大神宮御神木、書々木。前ニ八足案。置、神酒及、供物を  
備、諸人拜せしむ。尤是、珍事にて郷中より貴賤老若男女  
参詣する事、夥シ。或、塩焼太夫ニ謁して座敷にて盃を頂戴  
する者多シ。散錢一日ニ八百目程有リ。座敷取繕・賄方料理  
等念入、其外役人相談取計し也。庄屋中茂不残相詰、始終世話有し。  
實曆二年（一七五九）秋、矢部忠兵衛庄屋中相勸、男成社御厨子七字、  
下市村大工孫助ニ作らせ寄進あり。一字ニ御神体二体宛奉納、一字ハ  
諸神、殘六ツ十二社之御神舎なり。十二之額ハ白石海翁書之、小一領

社御厨子ハ先ニ成、男成社・小一領社、兩社共如斯寄進被發志事、  
前輩未思慮事にて、隆忠（タカタカ）之美名兩社万世可留哉。  
實曆二年秋、矢部手永分。中嶋御惣庄屋地侍志賀久右衛門ニ被仰付、  
久右衛門中嶋長右衛門、改。中嶋会所片平村ニ建。先年中嶋丹右衛門時代之金所入佐村  
同六年（一七六三）七月下旬、矢部忠兵衛隆忠依老衰、役儀辭退之處、  
如願御免被仰付、隱居ス于時六十四歳。正徳五年（一七三三）より宝曆六年（一七五六）  
勤役、都合四十二年。其間之全役為御称美、作御紋麻上下、  
拜領被仰付、むかしより、か、る在勤久しき御惣庄屋不承及、誠に誠ニ  
目出度事にこそ。

同年八月下旬、矢部忠兵衛隆忠養子平之允ニ跡役被仰付、平之允  
家督して矢部忠兵衛公重ト改名。同月会所ヲ内村ニ移ケリ。



名あり。此公重時代之事跡形状。予所為見聞粗々演之。

一 寛延二年（一七五九）四月、間部平之允公重、濱町同志之輩、勸

小一領社々内、新（こ）龍（り）堂を建立ありて、神具入置所、号し、

結願之輩、通夜する家也。是前人未、登、志、処也。

一 寶曆三（一七五三）年、当社神殿を修補し、拜殿に神鈴を

懸、らる。此已前ハ鯨口のなりし。鯨口ハ神社にかくるものにハあらし。

夫より以来、人々相統て神鈴をかくる事に成りぬ。又社前之石

垣を築て、二段とし、中段に井垣を建らる。其外社頭に心を

附られしかは、神殿及び社内迄も清浄になりぬ。

一 宝曆六年（一七五六）年八月、家督ありて親名を用いて、忠兵衛、改、

一 同年八月下旬、會所を濱村之内、内村、家を移さる。此時迄之

會所ハ、古町中程、南側一丁計入込、町裏、有。井手氏已來相統之

會所屋鋪也。

一 同六年六月廿一日、中嶋長右衛門御惣庄屋被差除、跡役横手五郎左衛門

被仰付。

一 同七年、御國中一手永限。於大社、五穀成就之御祈禱被仰付。

依之矢部手永ハ小一領社。中嶋手永ハ男成社において、二月十七日

より三日三夜宛、向社にて男成伊豫執行之。成就之日に

御郡代御参詣有。先男成社、棕梨角兵衛、御紋付之

麻上下、着、御郡番者赤星元周、同苗見洋、中嶋五郎左衛門一領

老足、松本瀬平、古關勘次、各随順也。手永中庄屋列参、

神酒頂戴あり。男成伊豫、御郡代前、御祈禱御礼

一 枚宛、庄屋中、渡。其時、棕梨角兵衛、庄屋、命而曰、右

御祈禱之儀、随分大切ニ存、可為信仰之旨被申渡し也。

御郡代神前之内ニ入、参拝アリシ也。其後御郡代参、後人々等、御郡代モアリ

同日、小一領社御社参、御郡代武藤助左衛門、赤星元周、

矢部忠兵衛、一領老足渡辺求平、甲斐幸平、相從、社参

有。社参礼式一切、男成ニ同。

一 同七年、二月廿七日、矢部・中嶋五ヶ村、三ヶ村宛寄村、成。十余年ニ

同年九月九日小一領社御参礼、御郡代棕梨角兵衛社参有、ナルト古老ノ物語也。

是、祭礼ニ御郡代社参之始也。此時矢部忠兵衛公重、踊を未明より

始、幕限ニ狂言仕廻ニ成候様ニと被申付けける故、踊子共、夜八時分より

起、秉（こ）燭、髪を結、官ニ出、夜之引明ニ相揃、辰、上刻より三番

始。見物人如例思ひ参人も来、者なし。一年々様ニいたし候へハ、翌

年よりハ、始早、と心覺、見物人早、来、成りと忠兵衛申されし。

一 同年、五穀成就為御祈禱願解。十月四日、武藤助左衛門、男成社、

小一領社、同日ニ参詣あり。庄屋中例参礼式、如立願節。

一 宝曆八年三月、五穀成就御祈禱、為立願。棕梨角兵衛、男

成社、小一領社、同日ニ社参有。礼式如去春。棕梨氏、庄屋中

社前ニ集、申されけるハ、此御祈禱始てより作方も宜出来いたし、

大慶存。何、神慮之加護難有可存と懇ニ申されける。

一 同年、矢部・中嶋如本一手永となる。同年八月、中嶋五郎左衛門、

甲佐御惣庄屋被仰付、彼地ニ引越。

一 同年九月九日、小一領社祭礼、御郡代武藤助左衛門社参。三番

同

名あり。此公重時代之事跡形状。予所為見聞粗々演之。

一 寛延二年（一七五九）四月、間部平之允公重、濱町同志之輩、勸

小一領社々内、新（こ）龍（り）堂を建立ありて、神具入置所、号し、

結願之輩、通夜する家也。是前人未、登、志、処也。

一 寶曆三（一七五三）年、当社神殿を修補し、拜殿に神鈴を

懸、らる。此已前ハ鯨口のなりし。鯨口ハ神社にかくるものにハあらし。

夫より以来、人々相統て神鈴をかくる事に成りぬ。又社前之石

垣を築て、二段とし、中段に井垣を建らる。其外社頭に心を

附られしかは、神殿及び社内迄も清浄になりぬ。

一 宝曆六年（一七五六）年八月、家督ありて親名を用いて、忠兵衛、改、

一 同年八月下旬、會所を濱村之内、内村、家を移さる。此時迄之

會所ハ、古町中程、南側一丁計入込、町裏、有。井手氏已來相統之

會所屋鋪也。

一 同六年六月廿一日、中嶋長右衛門御惣庄屋被差除、跡役横手五郎左衛門

被仰付。

一 同七年、御國中一手永限。於大社、五穀成就之御祈禱被仰付。

依之矢部手永ハ小一領社。中嶋手永ハ男成社において、二月十七日

より三日三夜宛、向社にて男成伊豫執行之。成就之日に

御郡代御参詣有。先男成社、棕梨角兵衛、御紋付之

麻上下、着、御郡番者赤星元周、同苗見洋、中嶋五郎左衛門一領

老足、松本瀬平、古關勘次、各随順也。手永中庄屋列参、

神酒頂戴あり。男成伊豫、御郡代前、御祈禱御礼

一 枚宛、庄屋中、渡。其時、棕梨角兵衛、庄屋、命而曰、右

御祈禱之儀、随分大切ニ存、可為信仰之旨被申渡し也。

御郡代神前之内ニ入、参拝アリシ也。其後御郡代参、後人々等、御郡代モアリ

同日、小一領社御社参、御郡代武藤助左衛門、赤星元周、

矢部忠兵衛、一領老足渡辺求平、甲斐幸平、相從、社参

有。社参礼式一切、男成ニ同。

一 同七年、二月廿七日、矢部・中嶋五ヶ村、三ヶ村宛寄村、成。十余年ニ

同年九月九日小一領社御参礼、御郡代棕梨角兵衛社参有、ナルト古老ノ物語也。

是、祭礼ニ御郡代社参之始也。此時矢部忠兵衛公重、踊を未明より

始、幕限ニ狂言仕廻ニ成候様ニと被申付けける故、踊子共、夜八時分より

起、秉（こ）燭、髪を結、官ニ出、夜之引明ニ相揃、辰、上刻より三番

始。見物人如例思ひ参人も来、者なし。一年々様ニいたし候へハ、翌

年よりハ、始早、と心覺、見物人早、来、成りと忠兵衛申されし。

一 同年、五穀成就為御祈禱願解。十月四日、武藤助左衛門、男成社、

小一領社、同日ニ参詣あり。庄屋中例参礼式、如立願節。

一 宝曆八年三月、五穀成就御祈禱、為立願。棕梨角兵衛、男

成社、小一領社、同日ニ社参有。礼式如去春。棕梨氏、庄屋中

社前ニ集、申されけるハ、此御祈禱始てより作方も宜出来いたし、

大慶存。何、神慮之加護難有可存と懇ニ申されける。

一 同年、矢部・中嶋如本一手永となる。同年八月、中嶋五郎左衛門、

甲佐御惣庄屋被仰付、彼地ニ引越。

一 同年九月九日、小一領社祭礼、御郡代武藤助左衛門社参。三番

同

踊見物之上、武藤助左衛門登句に  
標栗乃子供親乃踊、那

赤星元周、傍に在りて不取敢  
爰の山路の菊も菊の香

御郡代祭礼御社参之節ハ、男成伊豫、神酒を持参して  
棧敷、おいで勤之、神酒頂戴無之内ハ棧敷、食物不被召上。

一 同年十一月、為御願解、棕梨角兵衛、男成社、小一領社社参。  
一 宝曆九年、閏七月廿一日、下田善右衛門・富田弥吉、一領  
老尼、被仰付。同日、万屋弥平次・高屋徳次・備前屋与右衛門  
無苗之直触、被仰付。右方被取、十高御社として被仰付所也。

一 宝曆九年六月八日より於小一領社、矢部忠兵衛自勤  
(上欄に) 二月十七日、男成社、小一領社、武藤助左衛門社参。

にて男成伊豫に命して  
大守様御武運長久之御祈禱、三日三夜令執行。

一 同年十一月六日、為御願解、棕梨角兵衛、男成社、小一領社、  
社参あり。

一 同年、二月廿七日、去年卯男成社為願解、武藤助左衛門社参。宝曆  
八年、矢部・中嶋一手永成、(二)より、男成社、小一領社一年越、  
交々社参あり。

一 同年三月十七日、棕梨角兵衛、五穀成就為御願、小一領社、社参。  
一 同年十一月十七日、小一領社、為願解、武藤助左衛門社参。  
一 同年九月十一日、男成社、棕梨角兵衛社参。是当春御  
祈禱之節、依御穩便、社参無之故、然り。

一 同年十二月八日、男成社為願解、棕梨角兵衛社参。  
一 同年十二月廿二日、小一領社為五穀成就立願、木村并蔵社参。  
一 同年十月十一日、右為願解、岩男嘉右衛門社参。  
一 宝曆十三年四月九日、男成社、右同為立願、岩男嘉右衛門社参。  
一 同年七月、間部市太郎公堂、御中小姓被仰付。同月富田新次郎  
一 領老尼被仰付。四人扶持拜領。  
一 同年四月十九日、男成社為立願、岩男嘉右衛門社参。  
一 同年八月廿五日、邦君御武運長久之御祈禱、三日三夜於  
小一領社。公置依命、男成伊予執行之。  
一 同年春、志賀小左衛門隱居。嶋已令。来、当地於矢部氏宅、濱町之  
娘子共集、養蚕系採之法を教させらる。且又、為養蚕桑木

村々、可植立之由、御触方有。是矢部にて系採絹織等いたし候始  
嶋氏ハ録二百石程之士衆、隱居也。其後矢部忠兵衛、濱町より女兩、  
新川惣門地、古川惣門地を已令宅。遣し置、絹ヲ織一卷を稽古させられ、  
夫より養蚕系採大ニ繁昌せし事なり。  
一 同年八月、万屋作平・金屋政平、無苗之直触、被仰付。  
一 同年春方の比なりし、畑川新橋か、り渡し初之賀儀有し様。  
此橋掛られし事ハ、矢部公置兼ておもへらく、畑川ハ石飛にて、今ハ  
橋無之處といへとも、日向往還筋にて諸人往来不絶所也。然に  
夏ハ五月雨之比、或ハ夕立等有時ハ、俄に水溢、川水増益する時ハ、  
急ニ渡事ならずして諸人之往来甚難法に及へり。冬ハ飛石  
氷にて童蒙婦女盲人之旅、渡之に煩をなせり。何とぞ

踊見物之上、武藤助左衛門登句に  
標栗乃子供親乃踊、那  
赤星元周、傍に在りて不取敢  
爰の山路の菊も菊の香  
御郡代祭礼御社参之節ハ、男成伊豫、神酒を持参して  
棧敷、おいで勤之、神酒頂戴無之内ハ棧敷、食物不被召上。  
一 同年十一月、為御願解、棕梨角兵衛、男成社、小一領社社参。  
一 宝曆九年、閏七月廿一日、下田善右衛門・富田弥吉、一領  
老尼、被仰付。同日、万屋弥平次・高屋徳次・備前屋与右衛門  
無苗之直触、被仰付。右方被取、十高御社として被仰付所也。  
一 宝曆九年六月八日より於小一領社、矢部忠兵衛自勤  
(上欄に) 二月十七日、男成社、小一領社、武藤助左衛門社参。  
にて男成伊豫に命して  
大守様御武運長久之御祈禱、三日三夜令執行。  
一 同年十一月六日、為御願解、棕梨角兵衛、男成社、小一領社、  
社参あり。  
一 同年、二月廿七日、去年卯男成社為願解、武藤助左衛門社参。宝曆  
八年、矢部・中嶋一手永成、(二)より、男成社、小一領社一年越、  
交々社参あり。  
一 同年三月十七日、棕梨角兵衛、五穀成就為御願、小一領社、社参。  
一 同年十一月十七日、小一領社、為願解、武藤助左衛門社参。  
一 同年九月十一日、男成社、棕梨角兵衛社参。是当春御  
祈禱之節、依御穩便、社参無之故、然り。  
一 同年十二月八日、男成社為願解、棕梨角兵衛社参。  
一 同年十二月廿二日、小一領社為五穀成就立願、木村并蔵社参。  
一 同年十月十一日、右為願解、岩男嘉右衛門社参。  
一 宝曆十三年四月九日、男成社、右同為立願、岩男嘉右衛門社参。  
一 同年七月、間部市太郎公堂、御中小姓被仰付。同月富田新次郎  
一 領老尼被仰付。四人扶持拜領。  
一 同年四月十九日、男成社為立願、岩男嘉右衛門社参。  
一 同年八月廿五日、邦君御武運長久之御祈禱、三日三夜於  
小一領社。公置依命、男成伊予執行之。  
一 同年春、志賀小左衛門隱居。嶋已令。来、当地於矢部氏宅、濱町之  
娘子共集、養蚕系採之法を教させらる。且又、為養蚕桑木